

議員案第17号

難民を守らない「出入国管理及び難民認定法」改正案の廃案を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

## 難民を守らない「出入国管理及び難民認定法」改正案の廃案を求める意見書

政府は、出入国管理及び難民認定法及び関連法（以下「入管法」という。）の改正案を国会に提出した。しかし、その中身は、2021年に国会提出したものの廃案になった改正案を踏襲するものである。

同改正案は、長期収容を解消するためとして、収容に代わる監理措置制度を創設しようとしているが、監理人に選定されることが予想される支援者や弁護士等に対し、被監理人を監督させ、多岐にわたる届出義務等を課すといった根本的な問題点をはらんでおり、国際人権基準に則った入管収容制度自体の抜本的な改革が必要である。また、難民申請者に対する送還停止効の一部解除の制度については、難民を誤って本国に送還してその生命・身体等を危険にさらすおそれがある。

しかも、罰則を含む退去命令制度や旅券発給申請命令制度の創設については、そもそも刑罰をもって強制することの必要性を欠くものである。さらに、在留特別許可申請手続が創設されても、定着性・家族統合・子どもの最善の利益などについて配慮が尽くされる保証はなく、補完的保護対象者の認定制度が創設されても、対象者の範囲が非常に狭く、この点でも対象者の生命・身体等が脅かされることが予想され、入管収容施設における処遇に関する規定の整備についても、被収容者に対する行動を始めとする各種制約が改善される兆しが見られない等、多くの点において修正が必要不可欠である。このように、同改正案には、今後の退去強制実務や難民認定実務に極めて重大な影響を及ぼす数多くの問題点があると、日本弁護士連合会や多くの人権団体から批判を受けていた。しかし、名古屋出入国在留管理局に収容中のスリランカ国籍の女性、ラスナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリ氏が体調不良を再三、訴えていたにも関わらず、適切な治療を受けられないまま死亡した事案の発生により、廃案に至ったものである。

これらの問題点が解消されないままの入管法改正は外国人の基本的人権を脅かすものである。4,000人以上存在するという強制送還の対象になる「送還忌避者」は、在留資格がないがゆえに、基本的人権すら剥奪されている。就労を禁止され、収入を絶たれているがゆえに、全てを他人の支援に依存せざるをえない生活が、人によっては十数年にわたって続いている。

今国会での審議の中で、審理の前提となる数字、統計が出入国在留管理庁から提出されておらず、難民審査参与員による難民申請の大量処理の問題も明らかになった。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、国際人権基準に則った出入国管理制度の整備の観点から、廃案及び廃止を含む抜本的見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
法務大臣 様